

派遣学生 各位

独立行政法人日本学生支援機構
留学生事業部海外留学支援課

海外留学支援制度(大学院学位取得型)における
新型コロナウイルス感染症にかかる奨学金等の取り扱いについて

標記の件について、令和2年3月25日(水)に世界全ての国が危険情報「レベル2」以上になったこと、航空便の減便・運休や移動制限の実施等、現実的に帰国が困難となる者が多数発生する状況となったことを踏まえ、令和2(2020)年4月1日以降の取り扱いについて、以下のとおり行うことといたしますので、ご連絡いたします。できるだけ柔軟な対応を行いたいと考えていますので、ご不明な点等あれば、ご相談ください。

《現在の取り扱い》

派遣学生の身の安全や健康を守る観点から、派遣中の学生の速やかな帰国を促すため、留学先大学の所在地の危険情報レベルが2以上の国・地域に該当する場合、「レベル2」以上の期間は海外留学支援制度(大学院学位取得型)による支援を中止する。

- ・派遣中の学生については、「レベル2」以上は奨学金等の支給対象外とする。
- ・派遣前の学生については、支援対象としない(支援開始手続きを承認しない)。

《今後の取り扱い》

いずれの場合も、奨学金、授業料ともに支給します。奨学金は、留学先大学所在地の月額を支給します。

- ①「レベル2」以上となった国・地域に留学中の学生が、速やかな帰国が困難な場合は、支援を継続する。
※在籍確認について、電子署名を一時的に可とします。また、指導教員と派遣学生本人が取りまとめ大学へメールを送信することによる在籍確認方法でも可とします。
- ②支援中に「レベル2」以上となり、日本に一時帰国した派遣学生が、帰国後もオンライン等により留学先大学の学修・研究を継続していることが確認できる場合は、支援を継続する。
※オンラインで授業を行っていることが分かる書類を在籍確認書とともに提出してください(留学先大学が発行する通知文書以外に、ホームページやメールによる告知でも構いません)。
※オンラインにより指導教員の指導を受けている場合は、それが分かる書類(メールでも可)を提出してください。
- ③支援前の場合、オンライン等により学修を開始していることを留学先大学からの証明書の提出等をもって確認できる場合は、支援を開始する(支援開始手続きを行ってください)。
※オンライン等で学修・研究を開始していることが分かる証明書は、留学先大学に発行してもらい、支援開始手続き書類の一つとして提出してください。
※留学先大学等の事務が行われていないため、支援開始手続きに必要な書類を揃えられない場合は、機構に相談してください。

以上

【本件照会先】

独立行政法人日本学生支援機構 留学生事業部 海外留学支援課学位留学係
〒135-8630 東京都江東区青海2-2-1
TEL:03-5520-6014 E-mail:iso3@jasso.go.jp